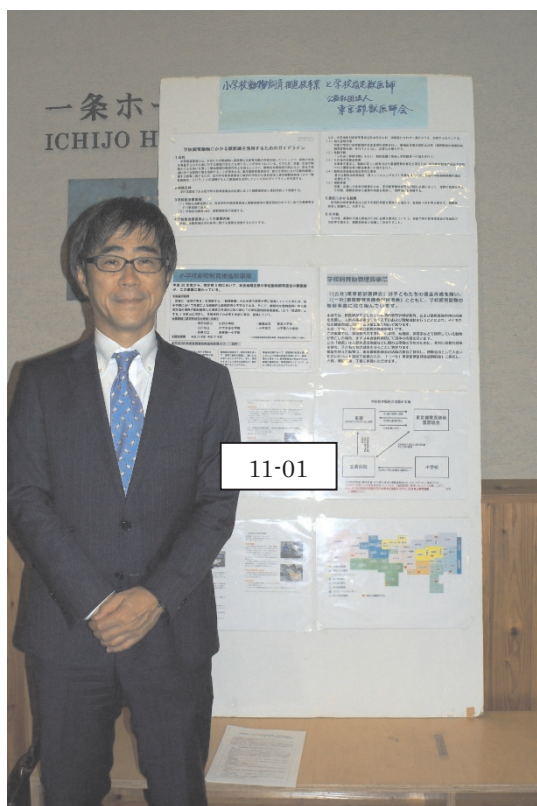


パネル発表「東京都委託『小学校動物飼育推進校事業』と 学校指定獣医師」

小林 元郎



自他の生命を尊重する心や生命に対する畏敬の念などを育てることが求められている。そのため、児童・生徒が動物とのふれあいを通して動物愛護の精神の向上を図るとともに、動物由来感染症の防止など、安全で快適に学べる教育の場を提供することが望まれる。東京都教育委員会は、都公立学校における動物飼育に関する教育に資するため、区市町村教育委員会と域内の学校が公益社団法人東京都獣医師会（以下「都獣医師会」という。）との連携のもとに獣医師を活用していくためのガイドラインを作成する。

2 実施主体

学校設置者である区市町村教育委員会が必要に応じて都獣医師会と委託契約して実施する。

3 学校担当獣医師

(1) 学校担当獣医師とは、各区市町村教育委員会と都獣医師会の委託契約の中で4
にあげる業務等を行う獣医師である。

(2) 学校担当獣医師は、都獣医師会が派遣する。

4 学校担当獣医師としての業務内容

学校担当獣医師は次の各号に掲げる業務を実施するものとする。

なお、各区市町村教育委員会は各地区の方針・実情等に合わせて選択のうえ、実施するものとする。

(1) 衛生管理指導

対象の学校に飼育動物の衛生管理指導等を行い、動物由来感染症防止対策（飼育動物の健康診断、飼育管理指導）を行うとともに、必要な治療を行う。

(2) 体験活動

「ふれあい体験活動」を行い、動物愛護の啓発と学校授業への協力を行う。

(3) その他の研修会事業

本事業を普及し、動物の正しい飼育方法や愛

はじめに

平成26年6月2日東京都教育庁地域支援部から『学校飼育動物にかかる獣医師を活用するためのガイドライン』が作成されたことが区市町村教育委員会教育長に向け発出された。

このガイドラインは、東京都獣医師会と東京都教育庁地域支援部とで協議作成されたものであり、学校担当獣医師が、学習指導要領で求められている子供たちが動植物に直接関わる教育活動の充実を図り、自他の生命を尊重する心や生命に対する畏敬の念を育てるため、児童・生徒が動物とのふれあいをする上で、動物由来感染症の防止、飼育動物の衛生管理指導など、安全で快適に学べる教育の場を提供する一助となるよう作成されたものである。

学校飼育動物にかかる獣医師を活用するためのガイドライン

1 目的

学習指導要領では、子供たちが動植物に直接関わる教育活動の充実を図っていくことで、

護思想の普及を図るため、区市町村教育委員会や学校で行う講習会等の関係事業への協力を行う。

(4) 動物由来感染症発生時対応事業

重大な動物由来感染症（鳥インフルエンザなど）の発生時における対象の学校飼育動物の適正処理を行う。

(5) 埋葬事業

児童・生徒への生命の教育のため、学校飼育動物が死んだ際に必要に応じて、埋葬の処理をする。その際、都獣医師会は遺体の検案を実施し、埋葬場所を準備する。

5 委託にかかる経費

区市町村教育委員会は上記4の委託事業を実施する場合は、各地区の方針等を踏まえ、都獣医師会と協議の上、決定する。

6 その他

その他、業務の円滑な実施のために必要な事項については各市区町村教育委員会が各地区方針等を踏まえ、都獣医師会と協議して決定する事こと。

教育委員会からの委託事業としての本会の取り組み

1 「動物ふれあい教室」事業

この事業は主に小学校第1学年及び第2学年の児童が学校飼育動物と触れ合う体験を通して、動物の生態や正しい飼い方を学ぶことにより、生命の尊さを理解させ、動物愛護の心を培うことを目的として、学校飼育動物（ウサギ、チャボなどの小動物）を有する小学校を対象に「動物ふれあい教室」の実施を希望する小学校を募集し、平成23年度から3年間にわたり、小学校60校で実施した。

この事業に参加した児童数は、平成23年度973名、24年度1487名、25年度1317名、総計3777名であり、動員された獣医師述べ人数は、平成23年度事前協議58名、実施日106名、24年度事前協議58名、実施日102名、25年度事前協議43名、実施日137名、総計504名におよぶ。

担当した委員会からは、学校は、今回の「動物ふれあい教室」で子供たちの中に芽生えた愛情と興味を継続飼育に生かす事が出来る。理科、国語、図工、総合学習等、色々な教科で生かす事が出来ると思われる。

動物とふれあった児童は、生き生きと目を輝かせて、その心に動物に対する愛情と感動が芽生えた。この事は、今後行われる飼育や授業において、とても良い教育的効果を発揮し、「人と動物の絆」が培われるであろう。はじめは怖くて動物に触れなかった子の多くが、授業中に触れるようになった。事前の獣医師による指導と授業中の監視のおかげで、アレルギーを発症する子は出なかった。

動物とふれあう事や、動物を飼育する事により、「人と動物の絆」が生じ、その事によって、人の生活は豊かになり、教育的効果もある事が知られている。今回、動物を飼ったことのない、触ったことのない児童や保護者に対して、動物ふれあい教室を行う事によって、動物の温かさ、可愛さを実感していただくことで、今後、家庭での動物飼育を行うきっかけとなった。等の報告があげられた。

2 「小学校動物飼育推進校事業」

「動物ふれあい教室事業」の実績をふまえ、平成26年度、平成27年度の2年間にわたり、東京都教育庁と「小学校動物飼育推進校事業」の実施委託契約を結び、推進校5校において事業を推進している。

実施の目的は、

児童に「生命の尊さ」を理解させ、「動物愛護」の心を培う教育を更に推進していくためには、各小学校において児童による継続的な動物飼育が不可欠である。そこで、継続的な動物飼育に係る指導方法の開発や獣医師との連携に先進的に取り組む「小学校動物飼育推進校」（以下「推進校」とする。）を新たに指定し、各推進校での成果を全都に普及・啓発していく。（「小学校動物飼育推進校事業」実施委託、仕様書より抜粋）

とされ、推進校に指定された、5校の市区町村を管轄する本会地域支部5支部の学校動物飼育支援委員が中心となり、ガイドラインの学校担当獣医師の業務内容を念頭に事業を行っている。

1年次の具体的な実施事業内容としては

- 1) 衛生管理指導（飼育されている状況を飼育委員と確認、よりよい環境へ改善を図る等）
- 2) 体験活動（動物ふれあい教室の開催など）
- 3) 研修会（教員向け・父母向けの研修会の開催など）
- 4) 埋葬（飼育動物が亡くなった場合、お別れの会を行う、死体検案を行い埋葬する）等があげられる。

1 年次の成果としては、学校担当獣医師との連携により、生活科における動物との触れ合い活動や委員会活動等を効果的に実施できている等の報告がある。

2 年次の課題として、「小学校第 1 学年及び第 2 学年の生活科における継続的な動物飼育」の確実な実施と指導方法の開発があげられており、昨年度の継続的な動物飼育の成果として推進校から下記のように報告されている。

『モルモットの世話を、最初は担任に補助されながら清掃等をやっていたが、2～3 か月経ったら児童だけで主体的に取り組むことができるようになった。当初は糞やおしっこで汚れたペットシーツを見て清掃を嫌がる児童もいたが、現在はほとんど抵抗なく行えるようになった。ほとんどの児童が動物を大切に扱うことができるようになってきた。』

『獣医師の指導の下、飼育活動を通して、児童に動物を愛護し、慈しむ心を育てることができた。また世話をすることで自分の役割など、責任感を育てることができた。』

『以前から全児童が動物と接する機会を持っていたが獣医師からの専門的な助言を教員や児童が受けることができたことで、より動物の習性を理解して接することができるようになった。』

『獣医師からの指導を受け、児童は多くの事を学んだ。初めは、動物を少し怖がっていた児童もいたが、慣れるにしたがって嬉しそうな表情が見られるようになった。』

報告にもあるように、この事業によって各小学校に学校担当獣医師が派遣されたことにより、児童、教員との連携が深まり、生活科における動物との触れ合い活動や飼育委員会

活動が効果的に実施されたことがうかがえる。

学校飼育動物埋葬の取り組み

（公社）東京都獣医師会と本会賛助会員で構成された、（社）東京都獣医師会霊園協会は、協定を結び、学校飼育動物の埋葬を行っている。

公衆衛生の観点から、亡くなった動物を本会会員病院に持ち込んでいただき、死体検案をした後、各地域の担当霊園が動物病院までお迎えに行き、埋葬している。

平成 26 年度は 318 頭羽の学校飼育動物を埋葬している。

結び

学校指定獣医師の設置にむけて、東京都獣医師会は、東京都教育委員会と委託事業を履行しながらその必要性を説いてきた。

平成 26 年度には、『学校飼育動物にかかる獣医師を活用するためのガイドライン』が定められ、学校において飼育される動物に対し、動物由来感染症の防止、衛生管理指導など、児童に安全で快適に学べる教育の場を提供する専門家としての役割が認識されてきたと言える。

今後も、都教育庁と話し合いながら、小学校における動物飼育に獣医師が不可欠であり、学校指定獣医師の設置が児童の動物飼育における障害を少なくし、健康で安全に動物飼育を行う上で必要であることを進言していく。

（公益社団法人東京都獣医師会）